

皇室典範案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案
○皇室典範案

委員氏名
委員長 伯爵 二荒 芳徳君
副委員長 男爵 今國 國貞君

男爵 東郷 彪君
男爵 久我 通顯君
男爵 淺野 長武君
男爵 前田 利建君
男爵 大木 喜福君
男爵 白根 松介君
男爵 黒田 長敬君
男爵 北小路 三郎君
男爵 梅園 篤彦君
男爵 高木 正得君
男爵 三島 通陽君
男爵 梅溪 通虎君
男爵 小山 松吉君
男爵 松村 眞一郎君
男爵 羽田 亨君
男爵 村上 恭一君
男爵 渡部 信君
男爵 飯田 精太郎君
男爵 慶松 勝左衛門君
男爵 副島 千八君
男爵 鶴殿 家勝君
男爵 岡 俊二君
男爵 島津 忠彦君
男爵 坂田 幹太君
男爵 宮澤 俊義君
男爵 松尾 國松君
男爵 瀧川 儀作君
男爵 菅澤 重雄君
男爵 有馬 忠三郎君

昭和二十一年十二月十六日(月曜日)
午後一時三十七分開會

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 只今から開會を致します、圖らずも委員長に御推挙戴きましたが、誠に不敏な者で、重大な法律案を能く御主宰致し得るか、どうか疑問に思つて居りますが、皆様の御協力に依りまして大過なく任務を盡したいと思つて居ります、宜しく御願ひ致します、審議の順序を御諮り致したいと存じますが、御質疑の順序を大體章別に從つて願つたらば如何かと存じます、如何でございませうか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡部信君 章別結構でございませうが、大體の質問のやうなものを致す場合には、さうすると何時致したら宜しうございませうか、第何章と言はず、全體を通じて、或は該當の章がないために、何處で伺つて宜いか分らないやうなものは、さういふものは何時伺つたら宜しうございませうか

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 第一回は國務大臣からの御説明を承ることになつて居ります、其の際に概括的のことは十分御質問になつて宜しいと存じます

○渡部信君 有難うございました
○委員長(伯爵二荒芳徳君) それでは

章を逐うて質疑を許すことに致したいと存じますが、御異議はないものと認めます、次に質疑者の順位であります、これは御通告に従ひまして、其の順位を踏んで運んで参りたいと思つて居ります、御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 御異議ないと認めます、御通告は委員長若しくは委員課長迄御申越を願ひたいと思ひます、此の法律案は非常な重大な法律案でございませうから、御質疑も多岐に互ることと存じますが、成るべく重複を避けまして、簡潔に御願を致しまして、審査の進捗を圖りたいと存じます、尙會議の時間は午前十時から四時迄と云ふことにお含みを願つて置きたいと思ひます、實は明日國務大臣から御説明を伺ひたいと存するのであります、丁度午前中は御差支があるさうでありますから、午後一時から本委員會を開催致したいと存じます、御異議ございませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伯爵二荒芳徳君) それでは本日は之を以て散會致します

午後一時四十一分散會
出席者左の如し

委員長 伯爵 二荒 芳徳君
副委員長 男爵 今國 國貞君
委員 男爵 東郷 彪君
男爵 久我 通顯君
男爵 白根 松介君
男爵 黒田 長敬君

男爵 北小路 三郎君
男爵 梅園 篤彦君
男爵 高木 正得君
男爵 梅溪 通虎君
男爵 松村 眞一郎君
男爵 村上 恭一君
男爵 渡部 信君
男爵 飯田 精太郎君
男爵 副島 千八君
男爵 鶴殿 家勝君
男爵 岡 俊二君
男爵 島津 忠彦君
男爵 坂田 幹太君
男爵 松尾 國松君
男爵 瀧川 儀作君
男爵 菅澤 重雄君
男爵 有馬 忠三郎君

昭和二十一年十二月二十三日印刷

昭和二十一年十二月二十四日發行

貴族院事務局

印刷者